令和元年度から令和7年度までの健全化判断比率及び資金不足比率について

○健全化判断比率　　（単位：%）

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	― (2.42%の黒字)	― (0.71%の黒字)	― (0.90%の黒字)	― (0.09%の黒字)	― (0.05%の黒字)	― (2.84%の黒字)	― (3.07%の黒字)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	― (22.80%の黒字)	― (22.07%の黒字)	― (21.80%の黒字)	― (22.49%の黒字)	― (18.74%の黒字)	― (17.36%の黒字)	― (12.56%の黒字)	16.25	30.00
実質公債費比率	5.1	4.1	3.7	3.4	3.1	2.3	1.7	25.0	35.0
将来負担比率	10.0	3.3	― (8.5%の超過)	― (14.5%の超過)	― (9.2%の超過)	― (10.3%の超過)	― (8.4%の超過)	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、それぞれ「－」と表示しています。
　参考にそれぞれの黒字の比率を(　　)に表示しています。

実質赤字比率　・・・・・・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率　・・・・全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率　・・・・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の3か年平均値
将来負担比率　・・・・・・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

☆「早期健全化基準」と「財政再生基準」
　地方公共団体は、4つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
　また、再生判断比率（健全化判断比率のうちの将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、
「財政再生計画」を定めなければなりません。

○資金不足比率　　（単位：%）

会計名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	経営健全化基準
病院事業会計	― (35.3%の資金剰余)	― (40.8%の資金剰余)	― (52.6%の資金剰余)	― (54.6%の資金剰余)	― (45.3%の資金剰余)	― (28.0%の資金剰余)	― (15.6%の資金剰余)	20.0
公共下水道事業会計	― (29.4%の資金剰余)	― (28.3%の資金剰余)	― (26.5%の資金剰余)	― (28.7%の資金剰余)	― (30.2%の資金剰余)	― (36.9%の資金剰余)	― (43.2%の資金剰余)	20.0

※資金不足比率は不足額がないため、それぞれ「－」と表示しています。
　参考にそれぞれの資金剰余の比率を(　　)に表示しています。

資金不足比率　・・・・・・・・連結実質赤字比率の算定基礎として用いられる公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率

☆経営健全化基準
　資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合には、「経営健全化計画」を定めなければなりません。